



における支給制限を緩和した（平成18年4月1日施行）。

(7) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等は、犯罪等による被害が加害者の犯罪行為等によるものであることからすれば、加害者に対する損害賠償の請求により被害回復を図ることは当然であるが、犯罪等により精神的・身体的に大きな負担を負っている犯罪被害者等にとって、更に大きな負担となったり、民事訴訟遂行上様々な困難を生じたり、さらには、加害者の賠償能力が欠如していること等により実効的な賠償を期待できないことが相当多いと指摘されている。また、国等による積極的な救済制度についても、現行の制度では、犯罪被害者等が直面する経済的困難全体から見ると不十分であると指摘されている。

そこで、犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する

検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施することとされた。

平成18年4月現在、内閣府において、「経済的支援に関する検討会」を立ち上げ、関連制度等に関するヒアリング及び海外調査を踏まえた検討を行っている。本検討会では、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源と、併せて、損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非、公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非、被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設、生活の立て直しを図るための中長期的な居住の確保、公的弁護人制度の導入の是非に関する検討についても検討している。

今後は、平成19年春ごろに報告書の中間とりまとめを行い、その後、国民から広く意見を募集し（いわゆるパブコメの実施）、更に